相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県木曽郡木曽福島町五一三六番地、最後の住所長野県松本市笹部四丁目二二番一〇号　被相続人　亡　茶谷　精吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月六日

長野県松本市白板一丁目九番四三号　相続財産管理人　古川　静男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区新出来一丁目三番、最後の住所名古屋市東区新出来一丁目三番六号　被相続人　亡　小西ヨシヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月六日

名古屋市東区白壁二丁目四番三〇号八興第二センタービル二階　相続財産管理人　弁護士　景山　智也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市港区小賀須二丁目九〇七番地、最後の住所名古屋市港区小碓四丁目三二〇番地宝小碓ハイツ一一五号　被相続人　亡　犬飼　勝島

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月六日

名古屋市港区甚兵衛通一丁目八番地の一　相続財産管理人　浅野　功嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区南明町二丁目一八番地、最後の住所名古屋市千種区南明町二丁目一八番地　三旺マンション南明四〇一号　被相続人　亡　榊原　光市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月六日

名古屋市東区主税町二丁目一三番地内藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大橋　厚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市室堂町一〇二四番地六五、最後の住所大阪府堺市中区深井清水町三七六八番地二ジャンプラスソック深井Ⅱ五〇四号　被相続人　亡　甲斐　義典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月六日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階　相続財産管理人弁護士　野田　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市香里西之町五一六番地三、最後の住所大阪府寝屋川市香里南之町二八番一七号　被相続人　亡　澤本勢津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月六日

事務所大阪府寝屋川市八坂町一六番一六号　相続財産管理人司法書士　川尻　昌之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市南区曽根三一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齊藤　厚司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月六日

事務所岡山市北区南方一丁目八番一四号菊池綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　財津　唯行

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社ジャパン・ビジネス・サービス　株式会社ジャパン・ビジネス・サービス　東京都中央区日本橋一丁目二〇番一〇号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年八月六日

東京都中央区日本橋兜町一三番一号　株式会社ジャパン・ビジネス・サービス　代表取締役　山本　晃

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年８月６日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社タクミ　②埼玉県知事(2)20149　③代表取締役　仲田三郎　④埼玉県さいたま市緑区馬場２丁目４番地７　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県さいたま市緑区馬場２丁目４番地７　株式会社タクミ　代表取締役　仲田三郎

①株式会社スター・プロパティーズ　②東京都知事(2)83157　③代表取締役　氏家顕太郎　④東京都港区虎ノ門三丁目８番21号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門三丁目８番21号　株式会社スター・キャピタル　代表取締役　氏家顕太郎

①イー・スペース株式会社　②京都府知事(1)12821　③代表取締役　寺田威　④京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町265番地２ＳＣＧビル　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町265番地２ＳＣＧビル　イー・スペース株式会社　代表取締役　寺田威

①有限会社Ｕ・Ｈプランニング　②福岡県知事(1)15381　③代表取締役　江頭邦夫　④福岡県福岡市博多区博多駅前４丁目４番21号　有限会社Ｕ・Ｈプランニング　代表取締役　江頭邦夫